

## 大崎町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付け国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号、国住備第162号、国土交通省住宅局長通知）の規定に基づき、危険住宅の居住者であって、がけ地の崩壊による生命の危険を未然に防ぐために安全な場所へ移転を行う者に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる区域に存する既存不適格住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項に規定する建築物に該当する住宅をいう。）又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの（現に居住の用に供されているものに限る。以下「危険住宅」という。）を除却し、安全な地域に移転する者とする。

- (1) 建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号。以下「県条例」という。）第3条の規定により建築を制限している区域
- (2) 県条例第26条に規定する災害危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定に基づき鹿児島県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(補助対象経費等及び補助金額)

第3条 第1条に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費等及びこれに対する補助金額は、別表のとおりとする。

(住宅移転計画等)

第4条 危険住宅に居住する者が安全な地域に移転しようとするときは、その旨を町長に申し出るものとする。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、大崎町がけ地近接等危険住宅移転計画書（別記第1号様式）を作成するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大崎町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書（別記第2号様式）に、町長が必要と認めるその他の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を大崎町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請人に通知（以下「交付決定通知」という。）する。

2 町長は、前項の交付決定通知をする場合において、移転先の選定、危険住宅跡地利用等その他必要な条件を付することができる。

(着手届及び完了届)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が住宅の移転に着手するときは、住宅移転着手届(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者が住宅移転を完了したときは、住宅移転完了届(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 新住宅の平面図及び登記簿謄本(転居の場合を除く。)
- (2) 新住宅の土地の登記簿謄本(転居の場合を除く。)
- (3) 工事請負契約書の写し(転居の場合を除く。)
- (4) 新住宅及び危険住宅跡地の写真
- (5) 金融機関等の発行した融資証明書の写し及び利息計算書
- (6) その他町長が必要と認める書類

(事業の内容等の変更)

第8条 補助対象者は、第6条の規定による交付決定通知を受けた後、移転態様の変更、移転先の変更又は事業費の変更等の事業内容の変更が生じたときは、町長に大崎町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更申請書(別記第6号様式)を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により事業内容の変更の申請があった場合において、当該申請が適正であると認めるときは、第6条の規定に準じて、その承認を行い、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、併せて補助金の交付の変更の決定をするものとする。

3 前項の規定に基づく変更の承認及び変更の決定の通知は、変更承認のみ行う場合は大崎町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更承認通知書(別記第7号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は大崎町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更交付決定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、第7条第2項の住宅移転完了届を受理したときは、その内容を審査し、現地調査を行い、事業が適正に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助対象者に大崎町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により確定通知を受けた補助対象者が、補助金の請求をしようとするときは、町長に大崎町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付請求書(別記第10号様式)を提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はそれに付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

補助対象経費等		補助対象限度額
除却等費	危険住宅の除却等 (除去及び解体) に要する経費	住宅・建築物安全ストック形成事業対象要綱 (平成 21 年 3 月 27 日付け国住備第 159 号国土交通省住宅局長通知) 別表に規定する当該年度の限度額
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入 (これに必要な土地の取得及び敷地造成を含む。) をするために要する資金を金融機関, その他の機関から借入れた場合における当該借入金利子 (年利率 8.5% を限度とする。)	